

業務委託契約書

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会（以下「委託者」という。）と小平市立第十三小学校（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第一条（委託業務の内容）

委託者は、受託者に対し、以下の業務（以下、「本件業務」）を委託し、受託者はこれを受託する。

- （１）委託者の会員等へのスクールメールを利用した連絡業務
- （２）その他、受託者に過度の負担を生じない業務で、別途合意した業務

第二条（業務遂行にあたっての注意点）

- １ 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を遂行するものとし、委託者の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。
- ２ 受託者は、前条（１）号の業務を遂行するにあたり、その連絡内容がスクールメールを利用するのに不相当と判断する場合には、委託者にその連絡内容の修正を求めることができる。なお、軽微な修正については、委託者の了承を得て、受託者がすることができる。
- ３ 前条（１）号の業務について、その連絡内容により紛争等が生じた場合には、受託者による修正の有無に関わらず、委託者の責任と負担において解決する。なお、前項の規定について、受託者がその連絡内容の相当性を判断する義務があるものと解してはならない。

第三条（委託料の支払等）

- １ 委託者の業務の公益性及び受託者の公共性に鑑み、本契約に基づく報酬は発生しないこととする。
- ２ 委託者と受託者は、前項に鑑み、委託者から受託者に対する損害賠償請求は、受託者に故意または重過失がある場合を除き、免責することに合意する。

第四条（秘密保持）

委託者と受託者は、本契約の履行に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

第五条（個人情報の保護）

- １ 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本委託業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
- ２ 委託者及び受託者は、本委託業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本委託業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本委託業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

- 3 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、平成28年11月（令和5年12月一部改正）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を踏まえた合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本委託業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等するものとし、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
- 4 委託者及び受託者は、相手方に対して、前項の安全管理措置の内容及び実施状況について報告を求め、また、その実施状況を直接確認できるものとし、相手方は合理的な範囲内でそれに協力しなくてはならない
- 5 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第六条（再委託）

- 1 受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務を第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、本契約に基づく受託者の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせるものとし、再委託先の責に帰すべき事由により委託者に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して委託者に対して損害を賠償するものとする。
- 2 受託者は、前項の承諾に基づいて第三者に本件業務の全部又は一部を委託する場合であっても、当該再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第七条（契約の終了等）

本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。ただし、本契約の期間満了の一ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約を終了させる旨の通知がなされなかった場合、本契約は、同一の条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第八条（権利義務の譲渡の禁止）

本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができない。

第九条（協議）

委託者及び受託者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行、当事者の合理的意思解釈に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委託者受託者それぞれ1通を保管するものとする。

令和7年5月31日

委託者 小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 代表

受託者 小平市立小平第十三小学校 校長